

リスクマネジメント情報

「地震による火災について」

地震によって起きた火災の場合、火災保険だけでは保険が出ず、地震保険に加入していないと保険が出ないことをご存知の方はいらっしゃるかと思います。知っているようで意外とよくわかっていない、そんな地震保険について今回は一緒に考えていきましょう。

なぜ火災保険だけでは地震の際の火災の保険対象とならないのか？

これは、日本が地震大国であることが関係しています。一般的な火災保険には、「地震免責条項」というものがついていて、地震に伴う火災については除かれた保険料の設定となっており、その分割安なっています。そのため、地震が原因で起きた火災は、保険の対象となっていないのです。

では地震が起きてからしばらく後の火災の場合はどうなるのでしょうか？

東日本大震災の数日後に起きた火災で自宅を失った宮城県の住民が、「『火災は震災から3日から4日後に発生しており、地震と関連がない』よって火災保険金は支払われるべき」と主張をしていました。しかし裁判では、「火災は津波に遭った車が水にぬれたことで電気系統から出火したものと推定し、火災保険の対象にはならない」との判断が下されました。

実はこのような裁判は、平成5年に北海道の奥尻島で起きた地震や、平成7年の阪神・淡路大震災などでも起きています。いずれも、火災が地震と因果関係があるとして、保険金は支払われなかったのです。

大地震が発生すると、建物が倒壊し、道路がふさがれ、ライフラインが絶たれ、携帯電話もつながりにくくなります。この混乱の中で火災が起きたとき、どこから出火したかを見極める余裕は、おそらくないでしょう。また鎮火した後に地震以外の原因で発生した証拠を探そうとしても、混乱した状況の中で、地震以外によって火災が起きたという証拠を探すのは極めて困難です。

このため損害保険会社では、地震によって生じた一連の火災をすべて保険の対象外としており、裁判でもそれが認められており、地震による火災に対しての補償には地震保険への加入を必須としているのです。

ここ数十年の日本では大地震の頻度が増していると感じます。

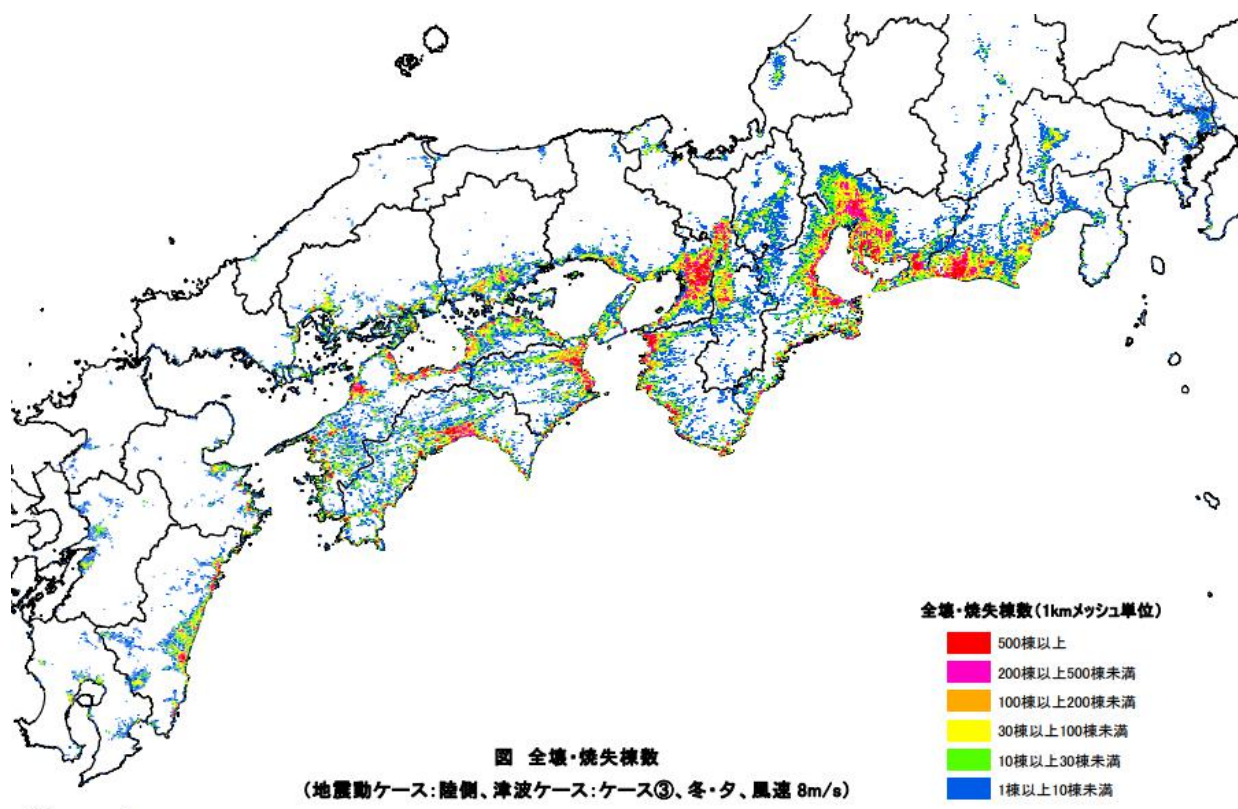
2017年1月、政府の地震調査委員会から、南海トラフで10年以内にマグニチュード8以上の巨大地震が発生する確率を、これまでの「20%程度」から「20~30%」に引き上げるとの発表がありました。そんな南海トラフ巨大地震の被害想定について裏面に掲載いたします。



リスクマネジメント情報

南海トラフによる被害想定

内閣府に設置された「中央防災会議」では南海トラフ巨大地震を踏まえた被害想定をしています。その会議の「南海トラフ巨大地震の被害想定について」の資料の近畿地方が大きく被災するケースにおいて、下図のように「全壊・焼失棟数」想定が掲載されています。大阪府の他、高知や東海地方でも 500 棟以上の被害が想定されます。



「南海トラフ巨大地震の被害想定について」 (第一次報告) URL ↓

(http://www.bousai.go.jp/jishin/nankai/taisaku/pdf/20120829_higai.pdf)

あなたのお住まいの地域はいかがでしょう？

万が一に備えるのが保険です。地震が起きた際は、それだけでも心身ともに大きな負担となります。そんな中、お金の面でのサポートがあれば負担も軽減されるでしょう。備えあれば憂いなし。また地震保険は所得税の保険料控除も適用され税制的にもお得です。この機会にご自身の加入されている火災保険と地震保険のサポートについてご確認されてみてはいかがでしょうか？

今回の記事にご興味がある方、もっと詳しくお聞きになりたい方は、株式会社アイユーの池田までお問合せください。



株式会社アイユー

株式会社 アイユー 大阪府大阪市中央区北久宝寺町 4-3-12 小原第5ビル6F

TEL 06-6120-2346 FAX 06-6120-2347

- [経営理念]
- 一. 私たちは保険を通じて平穏な暮らしを守り、安心を届けます。
 - 一. 私たちはお客様の「ありがとう！」を共有し、共に未来を築きます。